

## クリーンセンター問題

### 新クリーンセンター建設めいぎーでは解決はない分別収集と再資源化の前進を！

2月1日、観音寺市が三観広域行政組合のめいぎ処理から離脱をしたことで、今後のめいぎ処理は三豊市独自でのようにクリーンセンターを稼働させるのが大きな課題となってきました。

観音寺市と三豊市が共同処理をしてきたクリーンセンターは1986年(昭和61年)事業開始以来21年を経過し、老朽化も進み耐久年数もあと5、6年といわれ、隣接の最終処分場も満杯に近い状況になっています。

新クリーンセンター建設については、1999年(平成11年)に高瀬、三野、観音寺で候補地を検討することになりましたが、2000年(平成12年)には高瀬町原下地区で断念、三野町汐木山断念となり、2000年(平成12年)から2001年(平成13年)にかけて観音寺市粟井町奥谷地区での環境アセスメント調査が行われました。地元への反対などが交渉は約6年に及びましたが、2007年(平成19年)に自治会総会の多数決で住民と観音寺市との合意を確認しました。

三豊市は2007年5月、「全溶融炉方式」(分別を充分行わず全てのめいぎを燃やしてしまう「燃焼方式」)が地球温暖化など環境破壊の原因になり時代に逆行しているとして代替案を提案しました。

観音寺市長はこれまで決めてきた「全溶融炉方式」に反対する三豊市に対して、「めいぎ行政の信頼関係が失墜した」として、奥谷地区の計画を白紙撤回、組合管理者を辞任しました。

その後、観音寺市は三観広域行政組合のめいぎ処理を離脱し綾川町の業者が2月1日より5年間民間委託する方針を打ち出し、予算も可決しました。

三豊市は従来同様、観音寺市との共同処理を呼びかけていましたが、話はあきらめてしまっています。

## 「後期高齢者医療制度」中止・撤回を

### 75歳以上医療で保険証を取り上げないでー受けられる医療も制限されるの！

「後期高齢者医療制度」は、4月から始まり、75歳以上の人が、全員強制的に加入させられる医療保険制度です。いま加入している国民健康保険、共済、健保等からめいぎ、後期高齢者医療制度に加入しなければなりません。

制度の目的は、①高齢者より確実に多くの保険料を取る、②高齢者の医療を制限し入院や長期療養を困難にする、③保険料が払えなければ保険証も奪つ、といったものです。

年齢による格差を持ち込み、長寿社会の形成に寄与してきた国民皆保険制度を崩壊させる制度です。

現在、75歳以上の後期高齢者は、300万人といわれ、2025年には2,500万人になると予測されています。75歳以上の人口が増えても、医療費は増やさない仕組みを作るのが、後期高齢者医療制度のめいぎです。



政府が一部凍結を言っています。しかし、「凍結されるのは被用者保険に加入している扶養家族の保険料のみです。低所得者が多い階層だけを切り離して別の後期高齢

■どんなことでもご相談下さい。



滝本 文子  
☎62-2105



岩田 秀樹  
☎72-5094  
090-4339-0577

皆さんの声を  
市政に届けます。  
日本共産党三豊市議団

これまで観音寺市と三豊市が共同処理をおこなってきたクリーンセンターの運営は、このめいぎのめいぎ。

修理費を人口割で出していたのが全て三豊市よりの経費、運営管理費は75%が持ち込み重量実績割を全て三豊市よりの経費です。(これまでの持ち込み量は年間観音寺市が1万5千トン、三豊市9千トン)25%は人口割です。

観音寺市の離脱により、クリーンセンターの修理費や運営費などの負担が今後三豊市のみにかかります。三観広域行政組合は1971年昭和46年に発足し合併に伴い名称を変更したが「離脱」を想定しておらず、規約改正も必要とする長期の離脱となるのか、組合発足の原点に立ち返りつつ時代に対応していくことが必要です。

クリーンセンター建設については、現在の施設をこつするめいぎ、後処理(最終処分場、施設解体、地元対応、跡地問題、雇用問題など)の問題解決なくして進展はありません。

党市議員団は、全溶融炉が代替案のバイオガス方式かと迫られてきました。本体の燃焼が少ないバイオガス方式は環境負荷が少なく、燃やして考えてきました。しかし、他の自治体視察の中で安全性や信頼性の確保、国内稼働実績の少なさ、めいぎ分別とバイオ方式との関係が不明であった、発酵残渣が残れば焼却処分しなければならぬ、など安全性や信頼性が確信できるめいぎに到りませんでした。

「地球温暖化防止」「資源循環システムの構築」の課題の中で、分別収集と再資源化を具体的にすすめる、小規模で財力に見合った安定的な施設建設が妥当と考えており、専門家を入れた検討が今後必要と思われま



者医療制度をつくり、①年金が月額1万5千円未満の普通徴収の場合、保険料を滞納すると保険証を取り上げられ、返還しない場合は罰金が課せられることになっています。②保険料は2年ごとに改定、医療給付費の増加と後期高齢者人口の増加により将来の値上げが確実に起こります。③高齢者が受けられる医療も制限されます。

法律では、都道府県、市町の補助金による減免が可能になっています。しかし、国は自治体まかせにしているのが実態です。また、医療の制限は、保険のきく医療にいくつも病院に通えなくなるとか、保険のきく医療は一月当たりの制限を設けるなどが検討されています。

日本の総医療費はGDP(国内総生産)の8%、サミット参加7ヶ国で最下位です。高薬価や高額医療機器などにもメスを入れ、公共事業や軍事費などの浪費を見直し、大企業・大資産家の応分の負担を求める、公的医療を拡充できま

「後期高齢者医療制度」の4月からの実施は中止し、制度そのものを撤回すべきです。私たち、日本共産党三豊市議団は「後期高齢者医療制度」を見直しを求め、政治的立場の違いを超えて、制度の2008年4月実施を中止に追い込むための共同を呼びかけていま

# '07年12月議会での質問

ホームページを開設しました。  
どどんアアクセスしてください。

滝本文子議員

## “子育て支援”もっと充実して!

### 保育所は年間通じて“通常保育”に拡充を

質問 保育所は年度変わりやお盆は“希望保育”とよばれ、子供を預けづらくなっています。仕事は休めず、子供の預け先にたいへん苦労するとともに、職場によっては待遇悪化や解雇事由にもなりかねないとも聞きます。三豊市保育所施行規則では、休日は、日曜日、年末年始等とあり、規則に違反した運営がされていることとなります。“保育に欠ける”にもかかわらず、保育所に預けられない。これは、子育て支援に逆行します。善通寺市は公立保育所で年間通じて、休まず預けられます。また幼稚園の預かり保育も年度当初で新入園児は10日間の休みでした。豊中町は全員入園です。どこに預けますか。仕事に就きたくてもこれでは無理でしょう。共働きやシングルで生活を守っている若い親たちのなかには、市外に生活の場を移す状況も。少し上から見下ろす立場から、住民の目線に立った、働きやすい環境作り、子育て支援策を強く要望します。



教育長 規則で4月1日から3月31日まで保育日になっているが、保育所や職員に保育が申し出にくい状況があるのなら、再度“通常保育”で預けられることを、保護者に説明します。また保育所は年間通じて給食を実施しています。幼稚園の預かり保育は4月3日に始まり、3月30日まで行っています。社会の変化や父母たちのニーズを的確に受け入れながら、今後も柔軟に対応していきます。

## 利用者の声を取り入れもっと利用しやすいコミュニティ・バスに

### アンケート調査や小型車、乗り合いタクシーも検討を

質問 コミュニティ・バスはお年寄りの外出機会を増やし、福祉効果を高めます。また通勤・通学の足の確保も目的で、地域活性化の一翼を担えることを目的にしています。今年4月一部見直しののち、最終は来年4月で廃止か継続か決定のようだが、9月からはじまった新規路線はまだまだ住民に定着していません。利用者、住民の声を徹底して聞き取り、利用づらい原因をはっきりさせ、そして、要望や意見で実現可能なものはどどん取り入れる姿勢が大切だと考えます。利用率アップには、(1)アンケート調査の実施 (2)豊中町の旧県道は道幅が狭く、小型車に切り替え路線の見直しで集落内を走らせる (3)利用率の低い路線は“乗り合いタクシー”の導入など検討するよう要望します。

市長 大半が実績のない新規路線なので、1年間は試行期間とします。0.12の維持基準に満たない路線は廃止を含めた検討をします。本格的見直し前にアンケート調査を予定しており、ニーズを把握して自治会長会、老人会等広範な意見を聞く中で、見直し案を出します。また小型車両、乗り合いタクシーの導入は必要性、時期、方法について方向付けをしていきます。

このほか、「旧町のままの職員の給与格差の是正について」質問しました。



岩田秀樹議員

<http://iwata.jcpweb.net/>

## 三豊市は「住民が主人公」で住民福祉の防波堤へ

### 国民健康保険医療費負担金の一部減免制度の実現を

質問 世帯主が失業など特別な事情のある時は国民健康保険法第44条で医療費の一部負担金が減免できることになっています。

国の減免の基準としては、①災害による死亡や資産の損害があった時、②干ばつによる農作物の不作、不漁による収入減、③事業の休廃止、失業、所得が少ないこと、などをあげています。

国民健康保険で収入は生活保護基準近くで、病院にかかれぬ人がいます。このような条件の人たちに対し、一定の条件を定め、病院の負担金を減免することが必要ではないでしょうか。この制度は、1959年(昭和34年)に厚生省通知が出されていたものですが、多くの自治体で実施されてこなかったものです。増税、年金、医療費負担増大等による生活難が広がっている中、市民の要望にこたえて実施する自治体も増えています。県内でも、高松市、丸亀市、東かがわ市で制定されています。

### 国保運営審議会に提案します

答弁 国民健康保険制度は、国が義務として向上に努めなければならない社会保障の一環として行われています。国保の被保険者が医療の受診を手控える事態は避けなければなりません。市国民健康保険施行規則等により必要な事項を定める方向で検討します。

## お年寄りいじめの「後期高齢者医療制度」の内容を質す!

質問 後期高齢者医療制度が4月より実施されようとしています。自分の保険料を初めとした制度をどう知らせるのか。厚生年金受給平均額208万円での単身世帯の保険料は年9万7千円(月8,083円)、全国で3番目に高い保険料です。

保険料の軽減や減免制度実現のため県や市町は広域連合に対して「補助金」を投入しても良いとなっていますがどのように考えていますか。

従来75歳以上の高齢者は、保険料を滞納しても保険証を取り上げてはならないとしてきました。しかし、今度の制度では1年間保険料を滞納すると、滞納者の保険証は取り上げられ資格証明書・短期保険証を発行することです。従来の制度に比べて低所得者対策はどのように検討していますか。

65歳から74歳の国保税を年金から天引きしようとのことだが市はどう考えていますか。

### 条例は3月議会で決定したい

答弁 支所で所得を入力すると保険料がわかるように対応しています。保険料や減免制度などの詳細な対応は3月議会で決定したい。

平成20年4月から、65歳から74歳の方の国保税を年金から天引きする特別徴収の導入をする方向で検討しています。

